

第1回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

（説明事項）事務局より説明

（1）まちづくり基本条例検討委員会設置要綱について

- ・第4期総合計画で協働のまちづくりの推進とあり、議会でも協働の推進のための条例が必要ではとの意見があった。町長の調整執行方針でも条例制定に取り組むと書かれており、この検討委員会の設置となった。
- ・条例の中身によって条例の名称も変わることもある。
- ・なぜ基本条例を作るのが重要。

（2）まちづくり基本条例検討委員会の流れについて

- ・平成16年3月までにという期限にこだわらず、住民意識を高めながら進めていくべき。

（講義）馬淵アドバイザーより

（1）まちづくり基本条例とは

（2）まちづくり基本条例の考え方

（意見交換）

- ・最高法規と位置付けているまち、位置付けていないまちがあるので、清水は条例もどのような位置付けにするか。
- ・時間をかけて住民意識を高めていくことが重要。

まちづくり基本条例検討委員会（第1回）開催結果

日 時：平成 15 年 9 月 5 日（金）18:30～

会 場：役場 2 階 庁議室

出席委員 ... 相原委員、阿部委員、出田委員、太田委員、大月委員、大野委員、川端委員
川上委員、北村委員、高金委員、高野委員、田中委員、八木委員、横山委員

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、神谷係長、我妻主査

【会議内容】

事務局：ただ今より、まちづくり基本条例検討委員会を開催いたします。始めに、町長より各委員とアドバイザーの方に委嘱状を交付いたします。

町長より委嘱状交付

次に町長よりご挨拶申し上げます。

町 長：あいさつ

事務局：委員、アドバイザー、職員の紹介ということで、それぞれ自己紹介をしていただきたいと思います。

各自自己紹介

委員長、副委員長が決まるまで、町長が議長となり会議を進めていただきます。

町 長：それでは、委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。どの様な方法がよろしいかご意見ございませんか。

委 員：事務局一任で。

町 長：事務局一任ということで、事務局の方から。

事務局：それでは事務局案として、委員長に田中俊英さん、副委員長に八木正明さんということでご提案いたします。

町 長：委員長に田中俊英さん、副委員長に八木正明さんということで、事務局より提案がありました。よろしいでしょうか。

委員より意義なしの声あり

町 長：それでは委員長に田中俊英さん、副委員長に八木正明さんという事で決定いたします。委員長、副委員長より一言ご挨拶いただき、議長を引き継ぎたいと思います。

委員長：先ほども自己紹介の時に話しましたが、何も知らない白紙の状態でご依頼があったということで、しかしながら中身を見ますと、中々大変なことを引き受けたなど。皆さん方も同じ気持ちでないかなと思います。要するに我が町が自己責任と義務、権利と義務、これをきちっと果たせる様な仕組みを、我々が条例の中にというような認識でありますが、いかんせん全くの素人です。こういうことについても詳しくありません。皆さんの絶大なご協力を得まして、何とかこのまちづくり基本条例をご提案出来るまでに努力していきたいと思っておりますので、最後までよろしく願いいたします。

副委員長：町職員ということで副委員長のご指名を受けた訳ですけれども、先ほど申し上げたとおりまちづくり基本条例というのは、本当に白紙の状態であります。一から勉強ということで、委員長にはご迷惑をお掛けするのではないかという気持ちで一杯ですけれども、自分の出来る限りで委員長の補佐をさせていただきたいと思っておりますので、

で、よろしくお願いを申し上げます。

委員長：それでは早速 6 番目の事項に入りたいと思います。(1)まちづくり基本条例検討委員会設置要綱について、事務局の方からお願いします。

事務局：説明に入る前に今日の予定ですけれども、ここにあるように説明事項の(1)(2)ということで設置要綱と検討委員会の流れについてご説明いたします。その後、先ほど委員長、副委員長からもありましたが、まちづくり基本条例についてはまだこれからということで、委員さんそれから私たちも同じ様なレベルなのかなと感じております。

今回、アドバイザーで馬淵先生をお願いしておりますので、今回と次回につきましては基本的な部分を先生からご講義いただきながら、質問・質疑等いただきながら共通の認識に立ちたいなという風に考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(1)まちづくり基本条例検討委員会設置要綱について説明

委員長：ただ今、まちづくり基本条例検討委員会設置要綱について説明がありました。これにつきましてご質問等ございましたら、よろしくお願いをいたします。

委員：この要綱というのは後で変わるとか、そういう形にはならないのでしょうか。このままの形で進めるといふことになるのでしょうか。

事務局：一応、このままでと考えておりますけれども、何か問題点が。

委員：例えば、芽室では途中で名前が変わって、まちづくり町民の参加条例という形になったみたいなんですね。それは今後の話になってくると思うんですけれども、そういう話の内容によっては中身が基本的な考え方が変わってくるのかなと思うので。

事務局：その辺、この後の先生のお話しにも出てくると思うんですけれども、まちづくり基本条例、そんなにも多くはないんですけれども、全国で 30 数本ある中で、参加条例的なものだったり理念条例的なものだったり、形として 3、4 つ位のパターンがあります。その辺につきましても、先生のレクチャーを受けながら委員会の中で議論をしていただいて、どういった形の条例が清水町の町民に相応しいのかという議論の中で検討していただければなと思います。

委員長：私の方からよろしいでしょうか。仮称ということで「清水町まちづくり基本条例」となっていますよね。これは後ほど先生のご意見等を参考にさせていただいて、経過の中で確認をしなければならないのかなと思っております。他にございませんか。

委員：こういった検討委員会を設置するに当たって町民の公募があった訳なんですけれども、その事でこういう事があると判ったんですけれども、なぜこういうものを作るべきだというきっかけだとか経過だとかが全然分からないので、そこら辺概略でご説明いただければありがたいかなと思います。

事務局：(仮称)清水町まちづくり基本条例、これは今日の資料にもあるんですけれども、色んな様々名前が付いています。まちづくり一緒にやろうや条例だとか色んな部分があります。条例の中身によっては我が町の条例の名前も変わってくるのかなという事で、そういった意味で設置要綱も仮称と付けているところでございます。

それから、経過の部分につきましては、本年度の町長の町政執行方針の中で、協働のまちづくりを進める中では情報の共有、住民参加といった部分が必要だと言う認識の下で、町長が執行方針の中でまちづくり基本条例に取り組んで行くと言っております。その前段では、平成 13 年度に第 4 期総合計画が出発しておりますけれども、そこも協働のまちづくりということで、そこではまちづくり基本条例といううたい方はしていないんですけれども、やはりこれからのまちづくりに当たっては、協働のまちづ

くりが必要だと、それを進めるためにはこういった条例が必要でないかという、そういった総合計画の流れからしてもい条例が必要でないかという話しをいただいております。それで、議会の総務文教委員会では、本年の6月に所管事務調査という形の研究課頼で、まちづくり基本条例につきましてニセコ町まで行きまして、研究・検討していくという事で私どもも一緒に参加させていただいたところです。

委員長：他にご意見は。

委員：第1条の目的の中で「制定するにあたり」と言っているので、制定することが第1の目的という考え方でこの会をやって行く和理解をするのか。皆さん思ってるしゃるとおり、このまちづくり基本条例という内容が余りにも多岐に渡っていたり、内容が濃かったり膨大であったり、その論議する時間というのが、先ほどの説明では目標では来年の3月ぐらいまでにやって行こうということだけれども、そのために専門部会なんかも作って論議をやったにしても、その論議をする前段の部分で機運が盛り上がって話しているのではなくて、今言ったとおり議会が作ったらいいいんではないかとか、内部で作ったらいいいんではないかとかという経過で作って、こういう言い方は良くないが、独断的な部分でどうですかという部分で設けたのであって、これからうちの町が合併がどうのこうのとか色々な問題を抱える中で、どういうビジョンを持ってこういう町を造るためにこういうものが必要だというものが、この委員会の中で論議が深く展開していくんだと思うんですけども、あくまでも制定するというのを前提にしないで、そういう論議を重ねて行ってそれからこういう条例を持ってうちの町はやって行くという考え方になった方が私としてはざっくばらんに話が進んでいくのかなと思います。

事務局：設置目的にありますように「制定するにあたり」という事で、制定が前提なのかということだと思っておりますけれども、当然、事務局としては制定に向けてお願いしている訳ですけれども、今ご意見あった様に、じゃあそれを作ればいいのかという話しではなくて、作るまでの過程と言いますか、こういった委員会、条例を今回の様な形の中で町民の委員さん、なおかつ職員の公募も含めてつくるという形態は、私の知る限りでは我が町では無かったのではないかなという風に考えております。初めての試みでありまして、このやり方でどんな風になっていくのかなという事で非常に不安な所もあるわけですけれども、今委員からお話があったように、作る過程、なおかつこういう形の委員会を作っても僅か14・5名の委員会です。ですから、これをやっぱり広報等で住民にお知らせしたり、色んな形で傍聴にも沢山来ていただいたり、そういった形の中で委員さん以外の方の意見もお聞きしながら、原案を練っていただきたいと考えております。

委員長：他にご意見ありますか。

委員：なぜ基本条例を作るのかという部分が、その論議が一番大事ではないかと私は思うんですけども、先ほど委員が言ったように、町の執行方針や議会の方でニセコ町を視察しているということもありますけれども、例えばニセコ町につきましては、最初から情報の共有化ということでまちづくりが進んで行ったんですけども、その中でルール作りをしないと交通整理をしないと、という部分がありましてその中で条例化されたということなんですけれども、例えば、うちの町についてはこういう理念はいいのがあって、悪い情報が全部町民の方に流れているかということ、疑問に思っている町民の方も居ると思うんです。

そういった部分を悪い情報も良い情報も情報の共有化をして初めてまちづくりの基本条例に向かって行くというそういう投げかけで良いのかなと思ひまして、先ほど、

この委員ばかりでなく委員以外からも情報公開しながら意見を求めるということですので、そうであれば、それだけの機運が盛り上がる様な形というのが、その部分でなぜ「基本条例を作るのか」ということの部分を、ある程度論議した中で今こういうことで条例を制定するに向けてやっていますという形が出てこない、中々機運が盛り上がりがないと思うんですけれども、その部分の発信が一番大事でないかなと私は思います。

委員長：他にご意見ございませんか。

委員：要望なんですけれども、第5条に当たると思うんですけれども、委員会の時間の設定なんですけれども、出来ましたら次回から19時にお願いしたいなと思ひまして、6時半だと仕事の関係があるので、19時に設定お願い出来れば助かります。私個人の意見ですので、6時半でなければ駄目だということであればそれに合わせるしかありませんけれども、ご配慮のほど要望として出しておきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：事務局から特別この辺についてありましたら。

事務局：委員さん皆さん方でよろしければ。

委員長：事務局側でどうしてもこの時間でないと都合が悪いということは。

事務局：18時半から20時半と言うのはあくまでも今回の委員さんの公募に当たって、昼の時間帯なのか夜の時間帯なのかそれも分からなく公募するのもあれかと思ひまして、一応この時間帯で考えていますという事で他の委員さんは応募された。この時間で都合が悪いということであれば、今の19時でよろしければ皆さんがよろしければ一向に構わないと、特段の事情はございません。

委員長：皆さんで決めれということですから、今のご意見19時、午後7時からという意味ですね。7時の方がケジメが付いて良い。委員の皆さん方も色々ご意見あると思ひますけれども、今の要望としては19時からという要望がありますが、他にご意見は。なければ19時でよろしいですか。

委員より意義なしの声あり

それでは、次回から19時に始まるよう事務局よろしくお願ひします。設置要綱について、本当は（案）という形で入れていただければなおよろしいのかなと。例えば、中身に仮称とか決定するにあたりとか、一つの文言として色々ご意見をいただくこととなります。当委員会としては皆さんのご質問いただければ、終始検討しながら進めさせていただくということなんです、何しろ私自身が委員会の基本の流れとかこの条例とはどういうものなんだということを専門の先生からお聞きして、その上で論議することがまた話しが早いのかなと。早いというか分かりやすいのかなと思うところ。設置要綱について、そういう含みを持って先に進んでよろしいですか。

委員：「はい。」

委員長：それでは事務局より、(2)まちづくり基本条例検討委員会の流れについて説明願ひます。

事務局より(2)清水町まちづくり基本条例検討委員会の流れについて説明

委員長：流れについてご説明を受けました。何かご質問ございますか。

委員：今、流れの中で1から7回目ということで、それぞれ何回かやるということと言われたんですが、基本的に出来れば来年3月までにまとめたいという形で行けば、勿論、それにこだわる必要はないというお話しはあったんですが、余りにも時間的にタイト

なのかなと。先ほどの意見でも出ていたように、機運の盛り上げというか、なぜこの条例が必要なのかということは我々委員は勿論ですけども、広く住民に浸透させて行くということが必要であり、そのための作業の事を考えると、来年3月にこだわらないにしてもですね、何回か住民に浸透させる場面というのが盛り込まれるべきかなという、意見交換に入ってしまうかもしれませんが、そんな感じがします。

委員長：住民に浸透させる時間というものを、この中に盛り込んでほしいということですね。他にございませんか。

流れについては、一応確認させていただきました。流れの中に住民のご意見を聞く場面を考えてはしいということだと思いますが、もっと進んだ時にまた協議したいと思います。

委員：今、委員の方が指摘されていましたが、中身が相当に浪いので1回の会合だけで消化出来るものだと思いますし、住民参加の形でまちづくり条例を作っていくということだと、大変な課題だと思っていますけど、そこら辺のところをある程度柔軟的になるということになってしまいますと、時間を限ってということにならなくなってしまふ可能性があるんですけども、その辺のところはやって見なければ分からないというように決めることになりますか。

委員長：その辺も皆さん同じだと思うんです。従って、この経過を踏まえながら事務局もおっしゃっておられましたけれども、目標は今年度中でなくてもいいと。今委員さんが言われたような事が、ダラダラするのではなくて、ケジメを持ちながら中身を聞きながら、良識ある判断の中で皆さんのご意見を聞きながら進めさせていただくという事でよろしいですか。

議長が言うのもおかしいんですけども、流れの大事な所、最終目標が来年の3月におおよその目処は置くけども、もっと長くなってもいいと。先ほど委員が言われたように、住民に何回も参加してもらおうとしたら一月や二月では終わらない、中身によっては。そういう経過を踏まえながらでございますので、出来ればダラダラしない様に、ケジメを持ちながらですね、しかも中身の濃い様な形で進めさせていただきたいと考えています。次に7番目の講義の方に入ります。

先生には遠い所有難うございます。私から確認しておきたいんですけども、先生には毎回この会議に出席していただけるのでしょうか。

アドバイザー：基本的には毎回出席したい。

委員長：それでは(1)まちづくり基本条例とはについてよろしくお願いします。

馬淵アドバイザーより(1)まちづくり基本条例とは、(2)まちづくり基本条例の考え方について別紙資料により説明。

委員長：基本条例と基本条例の考え方について、ご説明いただいたところであります。何かご確認したい事がございましたら。

委員：先生にお聞きしたいんですけど、11市町村でまちづくり基本条例が最高法規として位置付けられているということで、条文が最大限尊重しなければならないですとか、そういう様な文言を入れることによって最高法規として位置付けられる。最高法規として位置付けられていない町の条例というのは、どんな様な位置づけなのか。

アドバイザー：あえて触れていないです。条例をどう位置づけるか触れていないんですよ。ここにあげている11と言うのは、条例の前に括弧が付いていて項目名を書いている、それで最高法規とうたっているのはこれだけ。条例の位置付けとしてうたっている部分に関

して、他の町村に関しては触れていないということです。

委員：例えば、今話した情報共有を推進するとかそういったものはあるが。

アドバイザー：あるけれども、この条例をどういう位置付けにするかについては触れていない。例えば、目的の所も触れていないし理念についても触れていない。今の所、私が見た範囲では11しかない。

委員：というのは基本的には最高に位置するのではないかと思うんですよ。それで表2に出ているように、最大限尊重しなければならないとうたえば尊重しなければなりませんし、でも最大限・尊重しなければならないと言いつつも最大限尊重したんだと、相手側は不満を持って最大限尊重したんだといえば尊重してますし、逆に最大限尊重しなければならないとうたっていなくても、情報共有を推進すると、それを徹底するんだということであればもはや最高法規なのかなと思うんですよね。先ほど先生の宿題の一つに、どのような位置付けになるんだと、すべきかということを言われましたけれども、基本的にはこういった条例は最高法規に位置づけることになるのではないかと私は思うんですけれども。

アドバイザー：私がどうこう言えるものではないので。

委員長：この点については、後ほど皆さんの意見ききながら進めたいと思います。

委員：もう1点いいですか、意見交換ということですので。先ほどの質問の中でですね、何故、まちづくり基本条例というものを制定しなければならないんだという質問があったんですけれども、総合計画の中にもうたっている、町長の執行方針にもあり議会でのそういった活動があった中での制定だと言うことで、もう一步突っ込んでですね、何故、議会が委員会で勉強するに至ったのか、また、町長が執行方針にうたったのか、そして総合計画の中に載ったのかという背景をもう少し突っ込んで行って、それを私たちは勿論ですけれども、住民が知るべきではないかなと。これは私の個人的な考え方ですけれども、何故、こういう様な事になったのかというと、やっぱり制定後の姿として地域の自立、つまり自己決定・自己責任が認められるんだ、この清水町においても間違いなくそうだと。自己決定・自己責任を果たした上には情報共有が必要であり、当然、住民参加が必要であるという背景があって総合計画に登載されたり、町長の町政執行方針に入ったり議会の住民の代表として必要性を感じたからではないのかなと僕は感じているわけですけれども、そういったような、これが全て正しいかどうか別としても、こら辺のことを議論しながら住民の方々と共通認識に立つべきなのかなという気がします。

委員長：他にご意見ありますか。

委員：先生から示された資料で、伊東市と逗子市と川崎市が議会で否決されたとありますが、この会議の後段の方で議会との関係についてご説明頂けると思うんですけれども、市民が盛り上げて行ったり、意見を収集しながらそういうものを作って行ったという経過があると思うんですけれども、それをなぜ否決したかというのが分かれば教えていただきたい。

アドバイザー：例えば、民主党が中心にやったからとかいう理由でも否決されていますし、もう一つは、前の市長が提案し選挙で違う人がなったので否決したとか、訳の分からないことで否決されている。高度なものではないですね。

委員：それで安心しました。あと一步前進すればうちの議会との関係もですね、議会も5月にニセコとか北海道にこういう基本条例を学習しに行っている。そういう部分での意思疎通を図り、なおかつ議員も町民の付託を得た方々なので、その辺の意識というのを私たちに伝えてもらいながら、私たちも議員にそういう気持ちを伝えて、同じよ

うに歩調を合わせて作っていくべき条例だなと思っています。逆に言えば、議員が作って提案すると私は悪い条例ではないと思います。

アドバイザー：議員提案というのは、非常に分かりやすいと思います。

委員：私もそう思っています。先ほど宿題で出していただいた部分なんですけれども、どういう目的を持つか、どういう名称にするか、条例の位置付けの部分を、それを論議する場面というのが、ここの委員さんの中で清水町のあり方、合併も踏まえながら今必要なこと今不必要なことこれに盛り込みたいことを、多少は論議した中でそれから自分に持ち帰ってやるような方向付けというのは取らなくていいんでしょうか。

アドバイザー：今日私がお話ししているのは、理想的にはこの場でどんどんやっていいですよ、今日突然ポンと出されても直ぐは出来ないだろうと思うんですよ。次回までと回は区切る必要はないと思うんですけれども、これからの委員会の流れの中でやらざるを得ないというのが基本的なところになると思います。それをこれから議論していかざるを得ないだろうと。たぶん情報過多になって混乱することになりそうなんですけれども、ぜひ、これをやっていただきたい。

委員長：最初に私が確認しなかったのですが、今日の案内は2時間ということで、出来れば時間厳守して進めたいと思いますのでよろしくお願いします。あと20分ほどあります。今日のところは、一番基本となるところを先生に色々お聞きして、それを基にしてまた皆さんで話していく。そういったことをお願いします。

委員：まちづくり基本条例というのは、国でいえば憲法に当たる様なものだということなんですけれども、例えば最高法規に位置づけるとして最大限にこの条例を尊重しなければならなかったときに、尊重出来るかそれともチョッと行政側としては出来ないかとか、私たちが策定するまでに、出来たものをどの様に監視されるのか。国でいうと三権分立があって司法、行政、立法があるが、どんなものが考えられるのか。

アドバイザー：それに対して述べているところは殆んど無い。住民の意見を聞くという程度を設けることによってそれが監査されるんだという立場で、基本的にどこもやっている。あえてそこだけを触れるということは無いです。先ほど言いましたが、諸刃の剣だというのは、これを作ってしまうばいいという自治体も実際あるんですよ。それ以上何もしない。作ったんだから良いじゃないか。文句言う人が出てきたら対応すればいいという。何かおかしいなというのがありまして、住民投票の所でも、明らかに通常の投票よりも遥かに難しい条件を付けてしまう、やるなという様な条例を作っているところもある。そういった意味では、住民が盛り上がっていなければ意味が無い。

委員：まちづくり基本条例をどこまでの位置付けにするのかというのは今後の課題ということでしょけれども、先ほど、委員さんのお話しの中で、それが町の憲法という形ですということであれば、そうなる町と町の施策に関わる計画の過程にどこまで住民が入ってくるという部分と、それからそれが終わった後、どこの段階で住民が入ってくるという、そういうルール作りが基本条例の中には重要になってくるのではないかなと思うんですけれども、当然、議会がありますから、議会の中で十分論議されて色々な計画執行がなされている訳なんですけれども、結局住民は議会の議論の場部分しか見ていない訳ですから、例えば、少数の住民の人がどの様な意見を持っているのか、また逆に少数の意見だったものが議会の中で論議されて、実は本当は住民はもっと違う所で大多数の考えがあるという、そういう様な情報が今まで提供されていなかったような気がします。その部分で最終的に町政を執行した段階においても、今までうまく行くたびにどうしてこうなんだろうかという疑問の声が上がっていくというのがお互い納得した部分、要するに大多数の意見の人も少数の意見の人もこういう違

う考えがあるということで、お互い納得している部分が中々お互いの情報がありませんから、そういった部分をこういった基本条例の中でうまくやって行けば、当然住民の方も参加するということになれば、お任せ行政主義ということではなく、自己責任ということで自ら考えて行動をしていくことになってくるかなとは思いますが、それだけでも。

それで、まちづくりの基本条例がどうして今の時期にというのが、それが一番出発点では大事だとは思いますが、その辺は自分の個人的な考えなんですけれども、まず6月22日にハーモニーフォーラムということでまちづくりの方のフォーラムがありました。この時に、文化センターの大ホールが会場でしたけれども、晴れていたせいもあるんですけども、住民の方々がどれ位参加したかという、800人の席に対して恐らく100人位だったんですけども、その後、同じ日には実は芽室町でもまちづくり講演会ということがありまして、芽室町においても現在まちづくり参加条例の議論を進めているところなんですけれども、その時、芽室の中央公民館の2階の大講堂に200人以上の住民の人が来て、後ろの方も椅子が足りないくらいギッシリ詰まっていたということもありますけれども、その辺の機運の違いがどうしてかという部分がありまして、それが、今までの情報発信の違いだったかもしれないんですけども、例えば合併のアンケートの関係についても、どちらも低調なんですけれども、清水の方は回収率3パーセント、芽室町は7パーセントということで、どちらも結局は低調でしたけれども、その違いの部分が6月22日に2つの会場において違う部分が出てきたのかなと思っていて、それでじゃあどの様にそういったまちづくり、住民の方々に参加してもらおう機運を盛り上げるのが良いかということ、条例を制定するというPRの中でその部分の機運が盛り上がりやすいんじゃないかなと思っていて。

今までは理念型で情報提供の方は作るんですけども、結局情報提供の方はかなりうちの町の姿勢だと思いたくは思いますが、それがなぜ住民の方に伝わらないで、なぜ参加が少ないかという議論が、この条例である程度解決出来たら良いかなと思います。

委員長：他に。今のは、参考意見をいただいたのですね。

委員：今、委員さんのご意見で情報公開が十分されていたと言われましたが、僕らから見るとされていなかった気がするんですけども。

委員：先ほど私も情報の部分が良い情報と悪い情報と言ったんですけども、じゃあどの辺が情報という部分が、要するに知りたい情報というのが上手く伝わっていないので、その上手く伝わっていない部分が皆さんたぶん住民の方々が疑問に思っているんですよ。その疑問はずっと払拭されないまま今まで来たと思うんですよ。

情報の部分では確かに全て風通し良くは出来ないかなとは思いますが、でもこんなに広報誌が来たり、こんなにお知らせ版が来たりと思っている人も、当然、町民の中にはいます。例えば、回覧板で回してもそれを取らないで回覧する場合がありますから、そういった部分では、それが住民の方にとって情報が多いか少ないかというのは個人差があるとは思いますが、ただ、本当に知りたい部分というのが適切に情報として流れていない様な気がします。

委員：私も今の委員さんの意見に賛成なんですけれども、これ行政の責任もあると思います。やっても来ないと言われてもこの委員会で言われても、その前に説明をしっかりと、こういう事があるんだとちゃんと呼びかけ人に対しての、行政側として全力を尽くしてやったのかということも疑問になりますし、そういうことを感じながら今後考えて頂きたい問題でないかなと思います。

私もそういう事があったということも分からなかったんですけども、分からないと言うのはいけないんですけども、行政側にも足らなかった部分があるのではない

かなと思うので、今後、このようなことの無いように、町民参加となれば町民一人一人が、今日やっているんだと意識が出来るような改革をしていてもらいたい。我々委員もその様な腹構えでいます。

委員長：いずれにしてもこの委員会は、今日初めてです。従って、色々ご意見を頂いておいて、宿題も先ほど2、3点出していただいております。次回の色んな検討材料になるうと思いますが、それらに合わせて感じる事ご意見がありましたら。

委員：様々な意見を伺っていて、なるほどもっともだなと思うんですが、私なりに考えてみまして、基本条例を制定するのが目的なのか、制定する経過を通じて住民参加に結び付けていくことが大事なのか、どちらがということは無いと思うんですけども、少なくとも委員の方々、或いは町民の一人なんですけども、共通認識に立たなければならぬかなと思っています。

どのような共通認識に立つかということはある程度、条例制定に関わって直接的な課題ではないんですけども、気分とか空気として清水町が全体が置かれている状況がどうなのかという共通認識を持たないと駄目だと思うんです。

率直な事を言いますと、合併問題の論議をされましたけれども、状況を見ますと、他の町村からは清水町とは一緒に組みたくない、合併したくないという雰囲気がありますよね。それは、財政的に借金が多いからという話もありますけれども、確かに具体的に見える部分についてはそういう大事な問題もあるかもしれないです。そうやってきた清水町のこれまでやってきた、行政側も議会も、それから町の経済界の人たちも農業団体の人たちも、それからありとあらゆる人たちがやってきたこと、それを許してきた町民にも責任があると思うんです。だから、単に行政が責任あるだけはいけないと思っています。町民全体が今日置かれている清水町の状況をどんな様な捉え方をするのか、ひょっとしたら合併問題で相手にしてもらえないかもしれないですけども、合併してくれなかったら自分たちの町をどうするのかと。これは誰かがやってくれるだろうでは駄目だと思うんです。

清水町のこれまでの動きというのはやはり常に優秀な方がいて、町の理事者であったり、或いは農業団体のリーダーであったり、そういった方たちが物事を動かして来た様に思うんです。それに従って合わしていけばいいんだ。そういう意味で清水町は上手くいった部分もあったと思うんですが、結果として、主体性が無くなってしまったのではないかなと私は思っているんです。箱物行政のせいだとか、或いは建設業界が多いだとか、そういった論議もありますけれども、だけどもう一度この時点で自分たちの置かれている清水町をどうするのか。これはある意味では危機感だと思うんですけど、このままではいけないという共通認識を持った上で、そしてこのまちづくりをやっていくのかということやっていかないと、単に作った方が良くとか作らない方が良くとかということではいかんのではないかなと思っています。住民にどう広めていくかということは、大きな課題だなという風に思っているんです。ある意味でそのことが出来れば、先生が言われるとおり条例なんか必要ないんだという地域の自治体の道標が出来るのではないかなと思っています。

それで、理念とか町民憲章だとか、それから地方自治法なり法律なりの理念というのがあるんです。ある程度理念を実現しないからその法律なり横構なりが否定されることになると思うんです。

議会制民主主義においたって、議会がちゃんと住民の意見なり思いを反映すれば議事を否定するような直接署名活動だとか、直接政治団体の形を選ばないと思うんです。結果的には行政側も議会側も、或いはそれを感化する側の方も、そのことを機能しな

くなるところに直接的な行動が起きているのではないかなと思うんです。今回のこういう条例を設置するに当たって、町長が執行方針の中に出されたという事で、ある意味ではいい機械を与えて頂いたなと思うんですけれども、いずれそれは無くてもこういった論議が清水町の中で起きなければと思うし、起こるような状況が底辺の中で起きてきているのではないかなと私は思っています。そういった機運でこういったところでこの条例問題を考えているかということで共通認識に立てれば私は良いかなと思っています。

委員長：他に、この際確認をしておきたい事、あるいは質問ございませんか。

委員：基本的な部分、住民監査とか町の対応という部分が一番ポイントになってくると思うんですけれども、それは今後の議論になってくると思うんですけれども、この検討委員会自体がどの様な形で、先ほど先生がおっしゃいました様に、ホームページで公開するとか色々方法はあると思うんですけれども、原則、この会を公開すること。この議論をどうやって町民の人に見てもらって、考えてもらうかという方法をまず考えていかないとならないのかなと。

やっぱり、ここだけの話しでなくしていかなければならないのかなと。その辺も皆さんで考えてもらえればなと思うんですけれども、どうでしょうか。

委員：関連して、事務局か準備の問題があるんですけれども、例えば中央官庁における審議会が会った場合、そこでの議論がちゃんと逐一、公表するのに問題ある発言は削除されますけれども、ほぼ大体受け答えの言葉が出されてホームページなんかにも掲載されますよね。そういったことが出来るかどうかという問題もあるんですけれども、基本的にそういったものを、議事録といいますかそういったものを作れば良いと思っています。

清水町の議会広報なんか読ませていただいているんですけれども、広報そのものは言われている主旨は外れてはいないんですけれども、何か本意が伝わらない部分、ある意味では住民が一番知りたいところが出ていない。ある意味では、言葉は悪いですけども操作されたような。議会の議事録を読んだ方が中身が分かる。こういった雰囲気だったかも分かる。そういう状況でいくと、もっとその辺の雰囲気を町民の中にオープンに出来るようなことがあっていい思っていましたので、こういった委員会を作られたこれからの活動の中でも、出来ることと出来ないことがあると思うんですけれども、そういった方法を摸索していけないものだろうかと思っています。それは事務局だけの責任だとは思っていません。

委員：今の委員が言ったことに私も付け加えて考えれば、この会議はここの場所だけでやるべきではなくて、ハーモニープラザや御影の改善センター、熊牛の公民館など、色々な所に出向いて行って、この会議が公開で傍聴出来るということになれば、そういう対応を変えてやったら、傍聴者が来るこないは分からないけれども、方向的には広がっていくと思う。もし検討出来るのであれば検討してみてもどうか。

委員：公開といっても、今回の委員会は何も広報していないんですよ。当然、時間等決まっていないので、最後の方の議題になると思いますけれども、そう言った部分で、出来れば10、11月まで日程をある程度決めていただきたいなと思います。

委員長：だんだん具体的な内容になってきたんですけれども、委員、或いは委員が言われた様に、公開なり町民に向けて理解を得る。これをどうするかということは、今日すぐに取り組めるものではないから、そういう話しとっておいていただいて、次回もっと深く、位置付け等も含めてご検討いただければなと考えておりますがよろしいですか。

委員：「はい」

委員長： 委員さん、何かございますか。

委員：基本的な所から勉強させていただきたいなと思っているんですけども、今思っていたのは、今まで清水町に町民憲章ありましたけれども、それを具体的に施行するという条例というのは無かったわけですね。

委員長：事務局どうですか。町民憲章はあるけれども、その憲章を具体的にどうかというのがあるかどうかですね。

事務局：条例としては無かったと思います。ただ、まちづくりの総合計画を考えていく中では、当然町民憲章を一番に置きながら、各分野の施策を考えた計画となっているところです。

委員長：よろしいですか。

副議長お願いします。

副委員長：今ご意見いただいた部分については、委員長も言われましたが、さっき会議録の話がございましたが、住民に対して公開出来るかどうかという問題はありますけれども、この会議録の中で今日いただいた意見、さっき委員長が申し上げたように、例えば、会議の場所の設定だとか、そういう部分については次回、今日意見をいただいてすぐにでも出来るかなど。具体的に中身を突っ込んで、先ほどお話しが出ていた住民に対してどう広めて議論を盛り上げていくか、このやり方は色々な部分で時間を掛けて議論していかないと、ただ住民説明会みたいなのをやりましたという部分だけだったら、はっきり言って住民は聞きにも来ないし、意味の無い説明会になると、そのような説明会にしないためにはどうするかということも、もっと次回以降進めていきたいなと思います。

委員長：副議長の方からもありましたけれども、事務局としても意見を十分メモされて、ある程度あちこち飛ぶんではなくて、出来るだけ次回の議事を進めやすいような形で皆さんのご意見を踏まえて、次回以降に検討いただきたいということでよろしいですか。

委員：「はい」

委員長：意見交換の場はこれで終わりたいと思います。次回の日程等ありますか。

事務局：次回の会議の日程、それから出来れば11月の日程を決めたいなど。と言いますのは、今回、住民に周知する手立て等が無くて、実は傍聴出来るといっても届いていない訳です。10月も10月上旬に考えているんですけども、これも広報を使うとすれば、9月15日号でもう原稿が間に合わない訳です。そんなことを考えますと、11月の会議ですと10月号に間に合うという事で、次々回までのスケジュールを今日決めておきたいなと思います。

一番問題なのは、アドバイザーの馬淵先生、札幌からお出でいただいているものですから、出来れば先の話ですので、先生のご都合に合わせていただければ一番ありがたいかなと考えているのですけれども。

委員長：次回の日程案はありませんか。

事務局：案でいきますと、先生の方が学校の方が月曜火曜が、ちょうど授業を持たれていないということと考えますと、月曜日にこの会議に来ていただいて翌日帰られるというのが一番先生としてはよろしいのかなと考えております。それで、月曜日にしますと10月は6日の月曜日をお願いしたいなど。

それから11月は3日の月曜日が祭日でございますので、その後の10日の月曜日、11月10日ということで進めさせていただければありがたいかなと思っております。

委員長：会議の提案がされました。次회가10月6日午後7時でよろしいですね。それから、

その次は11月の10日。10月6日の予定で、ご都合の悪い方はいらっしゃいませんか。

委員：場所等は未定ですか。

事務局：取りあえず2回目もここになると思います。色々場所を変えてというお話もありましたので、委員長、副委員長と打合せさせていただいて、3回目以降の場所については検討したいと考えております。

委員長：それでは、若干、予定の時間よりもオーバーいたしました。今日は初めてという事もございますので、皆さんの気持ちを一つにするという所までは中々行かなかったのが実態でございますが、いずれにしても大事なこの条例を皆さんと共に、別途、開催にあたりまして申し上げました様に、何とか町民のためになる様に、我々も努力していかなければならないし、皆さんのご意見を聞きながら、更に心したところがございます。

また、先生には長時間色々ご指導いただきました。有難うございました。今後ともよろしくお願いたします。以上で閉会いたします。